

遺言制度の見直しにおける論点の検討(1)

第1 遺言制度を取り巻く情勢等

1 遺言制度を取り巻く近時の法改正

民法は、遺言の方式として、以下を定めているところ、関連する近時の法改正は以下のとおりである。

普通的方式 自筆証書遺言(第968条[以下、民法は条項のみを記載する。])

公正証書遺言(第969条)

秘密証書遺言(第970条)

特別的方式 隔絶地遺言 一般隔絶地遺言(第977条)

在船者遺言(第978条)

危急時遺言 死亡危急時遺言(第976条)

船舶遭難者遺言(第979条)

領事方式遺言(第984条)

(1) 平成11年民法改正

平成11年改正前の民法においては、公正証書遺言の方式として、遺言者による遺言の趣旨の口授や公証人による筆記の読み聞かせなどが定められ、発話不能者等に関する特則を設けていなかったことから、手話通訳や筆談を用いることができず、聴覚・言語機能障害者は公正証書遺言をすることができないものと解釈されていた。

このような中、手話の発達した当時の状況や、聴覚・言語機能障害者についても、公正証書遺言をすることができるようにすべきであるとの社会的な要請が高まったことなどを受けて、聴覚・言語機能障害者が手話等の通訳や筆談により公正証書遺言をすることができる途を開くため、平成11年に成立した「民法の一部を改正する法律」により第969条の2が新設され、聴覚・言語機能障害者は、「通訳人の通訳により申述し、又は自書して」口授に代えることなどにより、公正証書遺言をすることができることとなった。

また、これに伴い、「口がきけない者」についての特則を設けていた秘密証書遺言につき、通訳人の通訳による申述ができる旨明記するとともに、「口授」や「読み聞かせ」が方式要件である死亡危急時遺言(第976条)及び「口頭」が方式要件である船舶遭難者遺言(第979条)の各規定についても、公正証書遺言と同様の整備がされた。

(2) 平成30年民法改正等

ア 平成30年改正の概要

昭和55年以降の社会経済情勢の変化等に対応するため、平成30年7月、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号）が成立し公布された。同法の内容は多岐にわたるが、その特徴としては、配偶者保護を目的とする制度が創設されたこと、遺言をより使いやすいものにするための方策が多く盛り込まれたこと、相続人を含む利害関係人の実質的公平を図るための見直しがされていることが挙げられている。

イ 自筆証書遺言の方式要件の緩和

平成30年改正前の民法における自筆証書遺言の全文自書要件については、遺言者の負担となって自筆証書遺言の利用が阻害されているとの指摘があり、加えて、財産目録は対象財産を特定するだけの形式的な事項であり、当該部分について自書を要求する必要性が典型的に低いと考えられた。

そこで、自筆証書遺言をより使いやすいものとする観点から、自筆証書に相続財産等の目録を添付する場合の目録については自書を要しないこととして、自筆証書遺言の方式を緩和することとしつつ、偽造・変造を防止する観点から、遺言者は、自書によらない目録の各頁に署名押印をしなければならないこととされた（第968条第2項）。

ウ 自筆証書遺言書保管制度の創設

自筆証書遺言は、自書能力さえ備わっていれば他人の力を借りることなく、どこでも作成することができ、特別の費用もかからず、遺言者にとって手軽かつ自由度の高いものである一方、作成や保管について第三者の関与が不要とされているため、遺言者の死亡後、遺言書の真正や遺言内容をめぐって紛争が生ずるリスクや、相続人が遺言書の存在に気付かないまま遺産分割を行うなどのリスクがあると指摘されていた。

そこで、これらのリスクを軽減し、相続をめぐる紛争を防止する観点から、平成30年改正と同時に遺言書保管法が成立し、同法により、法務局において自筆証書遺言書を保管する制度が創設された。

同制度は、令和2年7月に運用が開始され、法務局において遺言書の保管及びその画像情報等の記録を行うこととし、また、保管の申請の際に遺言書保管官が自筆証書遺言の方式に関する遺言書の外形的な確認を行うことなどにより、自筆証書遺言に伴う上記のリスクの軽減が図られた。また、相続人等が遺言書保管事実証明書の交付を請求することにより、特定の遺言者について、自己が相続人等に該当する遺言書が保管されているか否かを把握することができるほか、相続人等が遺言書の閲覧等をした場合には他の相続人等に対して、遺言書保管官が遺言者の死亡の事実を把握した場合には遺言者が指定した者に対して、

それぞれ遺言書が保管されていることの通知がされることとなり、遺言内容の実現に資する仕組みが整備された。

加えて、遺言書保管所に保管されている遺言書については、家庭裁判所における検認の手続を要しないこととされ、手続的な負担が軽減された。

5

(3) 令和3年のデジタル一括化法による民法改正

令和3年5月に成立し公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)(デジタル一括化法)には、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、押印・書面交付等を求める手続を定める各法律等について所要の整備を行う規定が含まれており、民法については、
10 第984条(領事方式遺言)等の改正が行われた。これにより、在外邦人が公正証書によってする遺言につき、遺言者及び証人による公正証書への押印要件が廃止されるとともに、秘密証書によってする遺言につき、遺言者及び証人による封紙への押印要件が廃止された。

15 同改正は、外国に滞在する日本人は印章を所持していないことも多く、新たに印章を入手することも困難であるから、押印を要求することで領事方式の遺言の利便性が阻害されるおそれがあることを考慮するとともに、他方、領事方式の遺言の作成には領事が関与していること、外国においては署名により重要な取引行為等を行う慣行が存在することも多く、そこに居住・滞在する日本人もその慣行
20 に従うと一般的に想定されることなどを踏まえ、署名のみによっても、遺言者の真意に基づく作成が担保されることが考慮されたものである。

(4) 令和5年公証人法改正

令和5年6月に成立し公布された「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律第53号)により、公証人法の一部が改正され、電磁的記録により公正証書を作成することや、その作成時における嘱託人の公証人に対する陳述等につき、嘱託人が希望し、かつ、公証人が相当と認めるときは、ウェブ会議の方法(映像と音声の送受信による通話の方法のことをいう。)によって行うこと等が可能とされた。
25

30 そして、公正証書を電磁的記録で作成する場合は、公証人による読み聞かせと、嘱託人、通訳人及び証人による記録が正確なことの承認を経た後、公証人は、その旨を公正証書に記録するとともに、法務省令で定める措置(注)を講じなければならない。また、嘱託人、通訳人及び証人は、署名又はこれに代わる措置として法務省令で定める措置を講ずるものとされた。

35 なお、公証人法におけるデジタル化の措置に係る規律が公正証書遺言に関しても適用されることを踏まえ、公正証書遺言の方式について定める民法の規定につ

いても、公正証書遺言は、公証人法の定めるところにより作成することを明らかにするとともに、民法と公証人法の関係を整理し、改正後の公証人法の規定と重複する規律となっている民法の規定を削除するなど、所要の見直しが行われた。

5 (注) 電磁的記録をもって公正証書を作成した場合において、公証人が講ずるべき法務省令で定める措置としては、電子署名の措置を講ずることが想定されている。

2 遺言制度を取り巻く社会情勢

10 我が国においては、65歳以上の人口が総人口の29.1%(3623万人)、75歳以上の人口が総人口の16.1%(2005万人)を占め(令和5年9月時点)、年間死亡者数が150万人を超える(後記3参照)など、高齢化社会・高齢多死社会を迎えている。

15 そのような状況の下、単身世帯が増加し、全世帯の32.9%を占める一方(令和4年6月時点)、児童のいる世帯が減少の一途を辿る(同月時点で18.3%)など、家族の在り方が変化又は多様化し、家族のかたち等に対する国民意識が変化してきたと考えられるところ、相続に関しては、法定相続のルールをそのまま当てはめると実質的な不公平が生じるような場合には遺言者の意思によってこれを修正することも考えられ、また、法定相続人がいない場合には公益的事業を行う団体に遺贈を行うことも考えられるなど、遺言制度の重要性はますます増していくと考えられる。

20 これに加え、遺言は、被相続人の意思を尊重するという点にとどまらず、相続手続を円滑化することにより所有者不明土地問題や空き家問題などの社会課題を解決する上でも、重要な役割を有するものであることからすると、より多くの人々が簡便に遺言を作成することができるようにする必要性が高まっているものといえる。

25 そして、近年、デジタル化が急速に進展し、高齢者を含め、デジタルは日常生活において欠かせない存在となっており、高齢者であっても少なくない割合がデジタル機器を保有・使用しているほか(注)、今後高齢者となっていく世代にとっては、もはやデジタル機器は不可欠のツールであると考えられる。このようなデジタル化の進展により、一般に日常生活において手書きにより文書を作成する機会は少なくなっていると考えられる。

(注) 総務省情報流通行政局「令和4年通信利用動向調査報告書(世帯編)」51頁によれば、65歳以上の高齢者においても72.7%がスマートフォン等のモバイル端末を保有している。

35

3 現行の遺言制度の利用状況等

把握可能な統計を確認すると、後掲の一覧表のとおり、公証役場における公正証書遺言の作成件数及び家庭裁判所における遺言書の検認件数（注1）は、平成30年頃まで増加の一途をたどった一方、近時は横ばい又は微増の状況にあるといえる。これに対し、家庭裁判所における遺言の確認件数（注2）は、少数のまま推移している。

このような状況の下、令和2年7月から自筆証書遺言書保管制度の運用が開始され、後掲の一覧表のとおり、令和3年及び令和4年にはそれぞれ1万7000件前後の自筆証書遺言書の保管申請がされているほか、令和5年の保管申請件数は1万9336件であった。（なお、同制度により保管された自筆証書遺言書については検認を要しないことから、およその自筆証書遺言の作成件数を把握するために参考となるのは「遺言書の検認件数」と「自筆証書遺言書の保管申請件数」との合計であること、ただし、前者は相続開始後に行う手続の件数であるのに対し、後者は相続開始前に遺言者本人が行う手続の件数であり、時点が異なることに注意を要する。）

（注1）遺言書の検認（遺言書の状態を確認し保存する検証・証拠保全手続）を要するのは、公正証書遺言以外の遺言（自筆証書遺言〔自筆証書遺言書保管制度により保管されたものを除く。〕、秘密証書遺言及び特別の方式の遺言）である（第1004条、遺言書保管法第11条）。

（注2）遺言の確認（遺言が遺言者の真意によるものであることを確認する裁判手続）を要するのは、特別の方式の遺言のうちの危急時遺言（死亡危急時遺言〔第976条〕及び船舶遭難者遺言〔第979条〕）である。

	死亡者数 (人)	公正証書 遺言の作成 件数 (件)	秘密証書遺 言に係る公 正証書の作 成件数 (件)	遺言書の 検認件数 (件)	遺言の確認 件数 (件)	自筆証書遺言書の 保管申請件数 (件)
昭和30年	693,523	不明	不明	640	141	-
昭和40年	700,438	不明	不明	971	133	-
昭和50年	702,275	23,427	不明	1,870	95	-
昭和60年	752,283	41,904	128	3,301	110	-
平成元年 (昭和64年)	788,594	40,935	116	5,262	117	-

平成10年	936,484	54,973	100	8,825	93	-
平成20年	1,142,407	76,436	91	13,632	115	-
平成30年	1,362,470	110,471	128	17,487	123	-
令和元年 (平成31年)	1,381,093	113,137	100	18,625	144	-
令和2年	1,372,755	97,700	76	18,277	135	12,631 (令和2年7月開始)
令和3年	1,439,856	106,028	78	19,576	116	17,002
令和4年	1,569,050	111,977	68	20,500	124	16,802

※ 死亡者数は厚生労働省が公表する「人口動態統計」に、遺言書の検認件数及び遺言の確認件数は最高裁判所が公表する「司法統計年報」に、その余は法務省において把握している数値による。

※ 公正証書遺言の作成件数及び秘密証書遺言の作成件数については、昭和47年以前の戦後の統計が欠けている上、完全な集計記録が残されているのは、昭和52年以降である。そのため、昭和52年より前の統計については、判明し得る限りにおいて記載している。

※ 公正証書遺言の作成件数の統計の取り方については、昭和63年より前には、遺言の内容とされた財産の処分行為毎に1件と計上するものと公正証書遺言1通（つまり遺言者数）を1件と計上するものがあり、両者が混在していたが、昭和63年の法務省民事局通達により、全て遺言者数とすることとされた。

4 遺言制度に関する調査の実施及び結果の概要等

(1) アンケート調査の実施と結果の概要

ア アンケート調査の実施

法務省においては、令和5年11月、外部委託調査の方法により「遺言制度の潜在的利用者を対象とした制度利用意向に関するアンケート調査」を実施した。

(注1)

同調査は、①「あなたご自身が亡くなったときに備えて、遺言書を作成しようと思ったことはありますか」、②「今後、遺言書を作成したいと考える（または、作成する必要があると生じる）可能性はあると思いますか」とのスクリーニング質問を行い、①の質問に対して「ある」と答えた者（注2）及び①の質問に対して「ない」と答えたものの、②の質問に対して「ある」又は「わからない」と答えた者の合計1050人を対象として実施された（注3）。

(注1) 本調査は、オンライン形式で行われ、パソコン・タブレット・スマートフォンの端末から回答を入力するものである。回答者は、ブラウザ上で回答画面に進み、調査への参加を承諾した場合、始めにスクリーニング質問に回答し、同質問の回答によって調査対象となった

者は、その後の本調査の質問に回答することとなる。(参考資料2・217頁以下参照)
(注2) ①の質問に対して「ある」と答えた者の各年代における割合は、30代で21.9%、
40代で21.1%、50代で26.3%、60代で30.2%、70代で32.5%であ
った。

5 (注3) ①の質問に対して「ある」と回答した者と②の質問に対して「ある」と回答した者の合
計人数(すなわち、調査対象である1050人のうち、②の質問に対して「わからない」と
回答した者を除いた人数)は、562人であった。

イ アンケート調査結果の概要

10 遺言書を作成した経験があると回答した者の割合は13.0%(136人)で
あり、遺言の方式別にみると、自筆証書遺言が8.5%(89名)、公正証書遺言
が2.7%(28名)、その他の方式の遺言が1.6%(17名)であった(なお、
自筆証書遺言と公正証書遺言の両方の作成経験がある者は、0.8%(8人)で
あり、遺言を作成したものの、その方式を覚えていないとの回答もあった。)

15 また、自筆証書遺言における全文自書(財産目録を除く。)の要件を知っていた
者の割合は24.3%(255人)であり、そのうち、同要件を理由として自筆
証書遺言の作成をためらったことがあると回答した者の割合は33.7%(注1)、
全文自書(財産目録を除く。)の要件を知らなかった者(795名)のうち同要件
を知って自筆証書遺言の作成をためらうと回答した者の割合は47.7%であっ
た。

20 ためらった又はためらう理由についての回答(複数回答可)毎の割合は、「時間
がかかりそうであるなどのために、面倒だと感じるから」が74.8%、「重要な
文章をご自身の手で書くことに、心理的な負担を感じるから」が42.4%、「手
が不自由であるなどのために、字を書くことが物理的に難しいから」が5.6%
であった。

25 さらに、「現行の法律では認められていませんが、デジタルな手段を使うことが
できるようになれば、遺言を作成したいと思いますか。以下の方法のそれぞれに
ついてお答えください。(A) タブレット上で、デジタルタッチペンで書くという
方法、(B) パソコン上で、ワープロソフト等を利用して書くという方法、(C)
30 パソコン、タブレット、スマホなどによってインターネットのウェブサイトにあ
クセスし、そこで遺言の内容を入力する(データはウェブサイト上に保存され、
自分の手元にも残る)という方法、(D) 遺言書を書くのではなく、遺言の内容を
話しているところを録音する方法、(E) 遺言書を書くのではなく、遺言の内容を
話しているところを録画する方法」との質問に対しては、いずれの方法について
35 も、半数前後が「どちらともいえない」と回答し、「作りたいと思う」と回答した
人の割合が、「作りたいと思わない」と回答した人の割合を上回ったのは、(B)

と（C）の二つのみであった（注2、注3）。

加えて、デジタル技術を活用して作成された遺言データを公的機関が保管する制度を設けることの要否については、必要があると「思う」が42.3%（注4）、必要があると「思わない」が12.8%であり（注5）、「どちらともいえない」が45.0%であった。

また、遺言制度に関する意見や要望についての自由記述形式の質問に対しては、「もっと分かりやすくしてほしい」「手順を簡単にしてほしい」という意見が多く寄せられた一方で、デジタル化に対する懸念を示す意見も少なくなかった（注6）。

- 10 (注1) ためらったことがあると回答した人の割合が最も高かった年代は30代であり、57.5%（40人中23人）がためらったことがあると回答した。その理由として、「手が不自由であるなどのために、字を書くことが物理的に難しいから」、「重要な文章をご自身の手で書くことに、心理的な負担を感じるから」という回答が他の年代と比べて多かった。

(注2) アンケート結果は、以下のとおり。

	作りたいと思う	作りたいと思わない	どちらともいえない
(A) タブレット上で、デジタルタッチペンで書くという方法	15.5%	35.9%	48.6%
(B) パソコン上で、ワープロソフト等を利用して書くという方法	33.2%	21.9%	44.9%
(C) パソコン、タブレット、スマホなどによってインターネットのウェブサイトアクセスし、そこで遺言の内容を入力する（データはウェブサイト上に保存され、自分の手元にも残る）という方法	28.3%	25.0%	46.7%
(D) 遺言書を書くのではなく、遺言の内容を話しているところを録音する方法	18.0%	30.1%	51.9%
(E) 遺言書を書くのではなく、遺言の内容を話しているところを録画する方法	19.7%	30.6%	49.7%

- 15 (注3) 前記3(1)アの①又は②の質問に対し、「ある」と答えた者に限った場合（すなわち、対象者1050人のうち②で「わからない」と答えた者を除いた場合）のアンケート結果は以下のとおり。

	作りたいと思う	作りたいと思わない	どちらともいえない
(A) タブレット上で、デジタルタッチペンで書くという方法	21.9%	37.4%	40.7%
(B) パソコン上で、ワープロソフト等を利用して書くという方法	45.2%	19.9%	34.9%

(C) パソコン、タブレット、スマホなどによってインターネットのウェブサイトアクセスし、そこで遺言の内容を入力する（データはウェブサイト上に保存され、自分の手元にも残る）という方法	39.5%	22.2%	38.3%
(D) 遺言書を書くのではなく、遺言の内容を話しているところを録音する方法	23.1%	31.3%	45.6%
(E) 遺言書を書くのではなく、遺言の内容を話しているところを録画する方法	26.0%	31.1%	42.9%

(注4) 必要があると「思う」理由について、選択肢を提示して質問（複数回答可）したところ、各選択肢に対する回答者の割合は、「そのままだと自分が作成したものだと認められない可能性がありそうだから」が65.5%、「他人に作り変えられてしまいやすいから」が63.5%、「自分の死後に発見されない可能性が高いから」が42.8%、「紛失してしまいやすいから」が30.6%であった。

(注5) 必要があると「思わない」理由について、選択肢を提示して質問（複数回答可）したところ、各選択肢に対する回答者の割合は、「保管した遺言のデータが失われる可能性が否定できないから」が41.0%、「手間がかかるから」が32.1%、「費用がかかるから」が32.1%、「情報が第三者に漏れる可能性が否定できないから」が19.4%、「公的な機関に自分の遺言書を預けたくないから」が16.4%であった。

(注6) 意見や要望の一部は、以下のとおりである。

- ・ とにかく手書きのみという制度はやめた方がいい。また、遺産相続の意思表示と遵守を制度化するなどの施策を行った方がいい。
- ・ 周囲の人を見た時に自分で遺言書を書くことが難しくなっている人もいるので、そういった人たちを手助けするようなデジタル化されたシステムを作ってほしい。
- ・ デジタル化にしても、個人情報や漏洩したり持ち出したり改ざん出来ないようなセキュリティや法改正含め改めてしっかり話しあい、安心して利用できる遺言制度を、作って欲しいと思っている。
- ・ 字が下手な私は、パソコンやワープロ等で作成した遺言書を法務局で預かって頂き死後、法務局の方が家族に開示するという方法が好ましいです。アナログ世代なので、何でもデジタル化すれば良いというものではないと思う。
- ・ 自筆と公証役場、この2パターンでの作成が可能な現状が続いてくれると嬉しい。より当事者に近い高齢者に知る方法を考えて欲しい、告知して欲しい。

(2) インタビュー調査の実施と結果の概要

ア インタビュー調査の実施

前記アンケート調査の対象者1050名のうち5名（75歳男性、71歳男性、

70歳女性、50歳女性及び47歳女性) に対し、インタビュー調査が実施された(注1、注2)。

5 (注1) 5名のうち2名(70歳女性及び47歳女性)は、自筆証書遺言を作成又は作成しようとした経験があるものの、70歳女性は転居による住居変更を契機に遺言書を破棄しており、47歳女性は、自筆証書遺言の書き方がよくわからなかったため、作成途中で断念している。また、残りの3名の内訳は、遺言を作成したいと考えたことがある者が2名(75歳男性及び71歳男性)、今後遺言を作成したいと考える可能性がある者が1名(50歳女性)である。

10 (注2) インタビューの対象者である5名のうち4名(75歳男性、71歳男性、70歳女性及び50歳女性)は、普段パソコンを使用しており、残りの1名(47歳女性)は、普段パソコンを使用しないがスマートフォンは使用している。

イ インタビュー調査の結果の概要等

15 自筆証書遺言の作成にあたっての懸念事項として最も多い回答は、①遺言の書き方(自筆証書遺言の具体的な方式)がよく分からないというものであった。方式を満たさない遺言が無効となることはよく知られており、遺言作成経験の有無にかかわらず、遺言のひな形や作成指導の機会が、公的機関によって提供されるとありがたいという要望があった。そのほかの懸念事項としては、②普段あまり
20 手書きすることがないことから、自分の筆跡であると判断してもらえないのが不安である、③自分の死後にきちんと発見されるかどうか不安である、④専門家に相談するのが安全であるとしても、本当に信頼できる人にしか遺言の内容や資産の状況を知られたくないなどというものがあつた。

25 自筆証書遺言における全文自書(財産目録を除く)の要件については、普段パソコンを使用している者(4名)は、いずれも負担であると回答した(注)。他方、普段パソコンを使用しない者(1名)は、現状では手書きに困難を感じないが、自分で書けるうちに書いておかなければならないことに懸念を示していた。

30 デジタル技術を利用した遺言作成については、簡便であり気軽に遺言を作成することができるようになることに対しては、5名全員から好意的な評価が示されたものの、機械操作がうまくできないという不安、他人が書き換えることができ
てしまうのではないかと懸念、パソコン等に保存した場合に、自分の死後、発見されないのではないかと懸念も示された。

35 また、5名全員が、デジタル技術を利用した遺言は変造される危険や自分の死後に発見されないおそれがあることから、公的機関が保管する仕組みを設けることが望ましいという意見であり、保管を必須のものとするについても、それによって遺言の有効性が確保されるのであれば、必須としてもよいとの意見があ

った。

さらに、遺言制度全般についての要望として、「遺言制度自体に関する知識が乏しいので、わかりやすく周知してほしい」、「遺言の書き方が難しいので、公的機関によるひな形やマニュアルがあるとよい」、「認知症になった場合に支援してもらえらる仕組みがあるとよい」、「お金に関する教育の一環として、早いうちから相続や遺言についての教育が受けられるようにしてほしい」などといった指摘があった。

(注) 具体的には、手書きすることの物理的な負担のほか、間違えた場合にいちいち書き直すことの大変さ、普段書いている文字と筆跡を合わせることの大変さ、(字が汚いので) 他人が読めるように書くことの大変さ等が指摘された。

第2 デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方

1 検討の前提となる事項

(1) 真意性・真正性の担保及び熟慮を促すことについて

遺言が要式行為とされている趣旨は、遺言者の真意を確保し、偽造・変造を防止すること(真意性・真正性の担保)にあるとされているほか、熟慮を促すことも指摘されている。

ア これらのうち、偽造・変造の防止すなわち真正性の担保とは、文書が作成名義人の意思に基づいて作成されたこと、すなわち他人による作成名義の冒用や文書の改変がされていないことを担保することであると解される。具体的には、

A 遺言者以外の者が作成・改変することが困難であること

B 遺言者によって作成されたものか否かを事後に判断することが可能であること

により、真正性の担保が図られていると考えられる。

イ これに対し、真意の確保や熟慮を促すことという点については、それらの意味内容は直ちには明らかでないものの、主要な文献において、これらの意味に含まれ得る記載として、以下が見受けられる(内容が重複するものも含まれる。)

① 遺言者の意思の独立自由を確保する。

② 意思表示の瑕疵(詐欺、強迫、錯誤)を排除する。

③ 臨終に際し遺言者の意思が不健全であることを利用して周囲の者が自己の利益を図ることを防止する。

④ 意思表示を確定させる。

⑤ (遺言者が死亡した状況の下で) 相続人等に記載内容を誤解されることを防ぐ。

⑥ 作成から効果発生までに長期間が経過するような場合であっても遺言の存在を確保する。

⑦ (遺言者は死亡しており直接確認することができないため) 遺言の内容を明白にしておく。

5 ⑧ 軽率に作成して後に争いを残さないように慎重さを要求する。

⑨ 生前しきりにこのようなことを言っていた、臨終に当たってこのようなことを希望していたなどの言動と遺言とを区別する。

⑩ 意図された行為についての考量あるいは意思表示を明確にさせる。

⑪ 軽率かつ無分別な決心を抑止する。

10 これらの記載が、いずれも真意性の確保又は熟慮を促すことの内容と考えられるのであれば、試みにその目的の観点からグループ化すると、

C 意思の形成及び表示に他人の影響等が及ぶことを防止すること (①から③まで)

D 遺言ではないものとの区別が可能であること (④、⑨)

15 E 遺言の内容が明白であること (⑤、⑦、⑩)

F 時間の経過にかかわらず遺言者の意思を確保すること (⑥)

G 熟慮を促すこと (⑧、⑪)

と整理することが考えられ、その場合、CからFまで (①から⑦まで、⑨及び⑩) が真意の確保に、G (⑧及び⑪) が熟慮を促すことに、それぞれ対応すると考えられる。

20

ウ 現行の遺言の方式においてこれらのAからGまでがどの程度実現されているかについては、各方式において一律ではないとも考えられるところ、新たな方式について検討するに際しても、これらをどのような方式の在り方により、どの程度実現することが必要か、又は可能かについて、考慮する必要があるものと考えられる。なお、現行の遺言の方式においては、口頭では足りず、書面の作成を要求することにより、F等を実現しているとも考えられる。

25

(2) 自筆証書遺言における真意性等の担保の在り方

30 自筆証書遺言に相当するものとして、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式について検討するには、その前提として、現行の自筆証書遺言において真意性・真正性の担保等がどのようにして、どの程度図られているのかを検討することが有益と考えられる。

35 自筆証書遺言の方式要件としては、遺言者自身による遺言書の全文 (財産目録を除く。)、日付及び氏名の自書並びに押印が定められている (第968条第1項及び第2項)。遺言書の全文、日付及び氏名の自書が要求される趣旨は、筆跡によって本人が書いたものであることを判定することができ、それ自体で遺言が遺言

者の真意に出たものであることを保障することにより、また、押印が要求される趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解されている（最判昭和62年10月8日民集41巻7号1471頁、最判平成元年2月16日民集43巻2号45頁）。

この点、真正性については、自筆証書遺言において自書要件等によりどの程度担保することができるのかにつき、統計や裁判例等に基づいて実証的に検討することは容易ではないと考えられるものの、以下のように理解することが考えられる。すなわち、文字が各個人につきそれぞれ特徴的に表出されるものであることを前提として、遺言書の文字と本人が生前に作成していた他の自筆の文書における文字とを比較対照することによって、当該遺言書の文字を本人が書いたものか否かについて判断することができることにより、真正性が相当程度担保されているものの、文字の特徴が一致しているか否かの判定については、未だ科学的に確立された手法がないとの見方もあることなどから、その担保の程度は完全なものではないと考えられる（注）。また、押印要件については、使用すべき印章に制限はなく三文判でもよいと解されていることから、真正性を担保する程度はそれほど高いとはいえないものの、遺言書に印影があり、同印影が遺言者本人が管理していた印章によるものと判断されることにより一定の担保機能を果たしていると考えられる。

また、真意の確保や熟慮を促すことの程度については、作成に全文の自書という手間を要し、かつ作成過程に他人が関与しないため遺言作成への他人の影響が及びにくいことにより真意が確保され、かつ熟慮が促されると考えられ、この点については、書いてあるものを見る（読む）ことと実際に自分で筆記することとは理解度が異なるのではないかとの指摘もある。

他方で、遺言の内容が明白ではない場合も多く、そのために遺言の内容が実現されない場合があるなど、自筆であることそのものによって真意を確保する機能等はそれほど大きくないのではないかとの指摘もあり、様々な見方があり得る。

(注) 民事裁判実務上、自筆証書遺言書が遺言者の自書によるものか否かについては、遺言の動機・理由や経緯、遺言書の体裁、遺言の内容やその複雑さの程度、筆跡の類似性又は同一性、自書能力の存否・程度、作成可能性・偽造可能性、遺言者の言動・偽造したと目される者の言動、遺言書の保管状況・発見状況等の間接事実を総合して認定されているとされる。

なお、上記のうち筆跡の類似性又は同一性については、筆跡鑑定（私的鑑定書の提出又は裁判所による鑑定）が行われることが一定程度みられるものの、その証拠価値については評価が分かれるところであり、証拠力について慎重に考える見解が大勢とされているようである。

る。その理由としては、①筆跡の同一性は裁判所が自ら判断することができる場合もあること、②筆跡鑑定には未だ科学的に確立された手法がないとの見方もあること、③同一人のものであっても完全に重なり合うものではなく、環境、体調、心理状態、年月の経過、年齢等によって変化し得ること、④比較対照資料となる文書の原本をできるだけ多数確保する必要があることなどが挙げられる。

なお、上記のうち④については、今日、自書により文書を作成する機会が減少しているとも考えられることから、今後は十分な比較対照資料を確保することがより難しくなるとも考えられる。

(3) 秘密証書遺言における真意性等の担保の在り方

新たな遺言の方式について検討するに際しては、特にワープロソフトでの入力を許容する方式も検討対象に含まれ得ることを考慮すると、第三者による代筆等が認められている現行の秘密証書遺言において、どのようにして、またどの程度真意性・真正性の担保等が図られているかを踏まえることが有用ではないかとの指摘がある。

この点、秘密証書遺言の方式要件は、以下のように定められている（第970条第1項）。

- ① 遺言者が証書に署名・押印すること。
- ② 遺言者が証書を封じ、証書に用いた印章で封印すること。
- ③ 遺言者が公証人1人及び証人2人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びに筆者の氏名及び住所を申述すること。
- ④ 公証人がその証書提出の日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名・押印すること。

証書（遺言書）の全文については、必ずしも自書であることを要せず、タイプライターや点字機によるもの、印刷や印字によるものなどでも差し支えないと解されている。また、第三者が遺言者の委託を受けて、これらの手段をとることも許されると解されているが、この場合、上記③の「筆者」として当該第三者が明示される必要があり、遺言者が公証人に対して筆者の氏名等を申述しなかった場合には当該遺言は無効となる（注1）。

筆者の氏名及び住所の申述が求められている趣旨は、後日遺言について争いが生じた場合において、当該遺言が相違ないかを筆者に尋問することができるようにするためなどと解されており、遺言者本人が筆記していない場合には、筆者を通じて遺言の作成過程を明らかにすることができることにより、遺言の真意性・真正性が担保されていると考えられる。ただし、主に筆者による手書きが想定されていたと考えられる立法時（注2）とは異なり、現在では、パソコン等による作成（入力）が想定され、その場合には、当該第三者が作成したか否かをその者

の筆跡を通じて確認することは困難であり、その点で、筆者の住所氏名が記載されていることによる真意性・真正性の担保の程度には一定の限界があると考えられる。自筆証書遺言と比較すると、秘密証書遺言においては、全文（財産目録を除く。）及び日付の自書要件に代わって、遺言書が封じられた封紙（遺言書に用いた印章による押印を要する。）が公証人に提出され、2名以上の証人の立会いの下に公証人に対して自己の遺言書である旨等が申述され、公証人がこれを封紙に記載することにより、真意性・真正性が担保され、熟慮が促されており、筆者の尋問等が可能であることが真意性等の担保の程度を更に補強していると考えられる。

他方、第三者が遺言書を作成することが可能である点で、真意性の担保のうちの他人の影響等の防止の要請や熟慮を促すことについては、自筆証書遺言ほどその程度は高いものではないと考えることも可能と思われる。

(注1) 最判平成14年9月24日集民207号269頁は、遺言者Aの後妻Yとその前の夫との間の子の妻であるBが、ワープロを操作して、市販の遺言書の文例のうち遺言者等の氏名のみをAの氏名に置き換えることにより、遺産を全てYに相続させるとの遺言書を入力して印字し、Aが氏名等を自筆で記載した秘密証書遺言について、Aの先妻との間の子であるXらが方式違背による無効を主張した事案について、当該事実関係の下においては、ワープロを操作・入力し印字した者が「筆者」であるとした上、Aが公証人に対して、当該遺言書の筆者としてBの氏名及び住所を申述しなかったとして、当該遺言は第970条第1項第3号所定の方式を欠き、無効であると判断した。

このように、秘密証書遺言における筆者とは、意思表示の効果の帰属主体を念頭に置いた法的、規範的な概念ではなく、遺言内容の文言を記すという事実行為を行った者をいうものと解されている。

(注2) 法典調査会（明治29年）では、明治23年民法からの明治民法（案）の修正点について、「舊（引用者注：旧）法典ニ依リマス其封紙又ハ本文ノ筆者ハ誰デアルト云フコトヲ明記スル保障ガアリマセヌ又封ジタ上デモ誰ガ此本文ヲ書イタト云フコトヲ記ルセト云フコトガアリマセヌ是ハ餘程大切ナ證書デ其證書ガ果シテ直正ナルヤ否ヤト云フコトガ問題ニナリマシタトキニ其證據ヲ得マス便利ヲ大ニ失ヒマス其筆者ノ筆跡ガ分ツテ居レバ其人ガ生キテ居リマスレバ大ニ證據ニナリマスシ死ンデ居リマシテモ其筆跡鑑定人ニ大ヒナル證據ニナリマスシ誰ガ書イタカ分ラヌト云フコトデハ不便デアリマスカラ此筆者ノ氏名住所ト云フモノヲ矢張り書カセマスコトニシマシテ誰ニ書カセタト云フコトヲ申述ベルコトニ致シマシタ」（穂積陳重）などと説明されている（第192回法典調査会議事速記録）。

2 遺言制度における新たな遺言の方式の位置付け等

デジタル技術を活用した新たな遺言の方式について検討するに当たっては、遺言

制度全体の中での新たな方式の在り方という観点から、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言及び新たな方式の遺言という制度の全体像を意識しながら議論する必要があるとの指摘や、仮に証人の立会い、公的機関での手続等を要することとした場合には、簡便に作成することができるという自筆証書遺言に備わっているメリットを新たな遺言の方式においては実現することができず、過重な負担になるばかりでなく、公正証書遺言や秘密証書遺言に近接し、それらとの棲み分けが問題となるとの指摘がある。

他方で、新たな方式の遺言において自書要件がなくなるのであれば、上記のような一定の手続等を要するとしても、自書要件とは別の観点からの一定程度の負担としてやむを得ないのではないかと指摘もある。

新たな遺言の方式について、遺言制度全体の中での位置付け、他の方式との役割分担、真意性・真正性の担保及び熟慮を促すことの在り方やその程度、作成に際しての負担の程度等の観点から、どのような在り方が望ましいと考えられるか。

3 遺言の本文に相当する部分の在り方

遺言の本文に相当する方式として、例えば以下のものについて、どのように考えるか。

(1) 遺言の本文に相当する部分について、文字情報とした電磁的記録とする方式

ア 全文、日付及び氏名を自書した書面を作成し、同書面をスキャンするなどして電磁的記録とする方式

イ 全文、日付及び氏名をデジタルタッチペンで自ら入力して作成した電磁的記録とする方式

ウ ワードプロソフト等を利用して全文、日付及び氏名を入力して作成した電磁的記録とする方式（注）

エ 全文、日付及び氏名を音声入力し、変換ソフトにより文字情報に変換して作成された電磁的記録とする方式

オ インターネット・ウェブサイト上のフォーマットに遺言に係るデータを入力して作成した電磁的記録とする方式

（注）上記のほか、デジタル技術を活用した方式の一つとして、ワードプロソフト等を使用して全文及び日付を作成（入力）し、プリントアウトした書面に氏名を自書する方式とし、書面（紙）を原本と位置付けることも考えられる。

(2) 遺言の本文に相当する部分について、録音・録画した電磁的記録とする方式

（補足説明）

1 検討の前提となるデジタル技術の水準について

第1回会議では、デジタル技術が日々進展する中で、新たな遺言の方式について検

討する際に現在の技術の水準を前提として議論を進めてよいのかとの指摘があった。

この点については、具体的な議論の素材としては現在の技術水準を前提とせざるを得ないと考えられることから、本文においては、上記のように具体例を掲げている。ただし、今後、検討が深まり具体的な作成方法が絞り込まれていくとともに、そのよ
5 うな作成方法を念頭に置きつつ、規律の在り方について議論されることが想定される
ところ、その際には、議論の前提とされた具体的な作成方法をも包摂しつつ、将来の
技術水準にも対応し得るような抽象化され、長期間にわたり適用可能な規律の在り方
を検討することが考えられる。

10 2 遺言の原本について

現行の遺言は書面が原本とされているところ、デジタル技術を活用した新たな遺言
の方式において、書面と電磁的記録のいずれを原本と位置付けるのが相当かとの問題
がある。

この点については、今後、遺言の執行手続（登記手続、預貯金解約手続等）等もオ
ンラインで行われる場面が増加すると想定されることに加え、公正証書遺言について
15 も、電磁的記録をもって公正証書を作成することについて困難な事情がある場合を除
き電磁的記録をもって作成するものとされていること（令和5年改正後の公証人法第
36条）などを踏まえると、電磁的記録を原本とすることが相当ではないかと考えら
れ、本文は、このような考え方を一応の前提としている。

ただし、「デジタル技術の活用」には様々な在り方が考えられるところ、入力（作成）
時にパソコンを用いることもこれに含まれ得ると考えられ、例えば、ワープロソフト
を用いて入力（作成）した上でプリントアウトした書面をもって原本とする考え方も
否定されないとも考えられる（本文の（注）及び下記(6)を参照）。

25 3 遺言の本文に相当する部分について、文字情報とした電磁的記録とする方式につ いて（本文(1)）

本文3(1)は、自筆証書遺言と同様、遺言の本文に相当する部分について、文字情報
とした電磁的記録とする方式を例示するものである。

なお、遺言を作成しようとする者には様々な属性の者が想定され、また、デジタル
30 技術を活用する方法にも様々な選択肢があり得ることから、具体的な方式は必ずしも
一つには限られず、複数の新たな方式を定めることも考えられる。

第1の近時の法改正の経緯や、上記1の現行の方式における真意性・真正性の担保
等の在り方やその程度等に関する検討等も踏まえた上で、新たな方式としてどのよ
うなものが相当と考えるか。また、他に考えられる方式はあるか。

35 (1) アについて

自書したものをスキャンする在り方であり、現行の自筆証書遺言に最も近い方式

といえる。

遺言者自身による作成が必要であり、自書された筆跡により本人が作成したものの
か否かを事後に一定程度確認し得る。他人が関与することなく作成することが可能
であり、また、自書を行う必要があることから熟慮を経ることを期待することがで
5 ける。自書した書面をスキャン等する過程が加わることにより、その過程で偽造・
変造が行われるリスクは生じるものの、現行の自筆証書遺言に近い程度に真意性・
真正性が担保されるとも考えられる。他方で、作成時の負担が軽減されず、むしろ
現行よりも更に重くなるとも考えられることから、メリットが乏しいとの指摘があ
り得る。

10 (2) イについて

遺言者自身による作成（入力）が必要であり、デジタルタッチペンにより記録さ
れた筆跡データにより真意性・真正性を担保しようとする方式である。真意の確保
や熟慮を促すことの程度については、上記アと同様に考えられるものの、普通の筆
15 記具と同様にスムーズには書くことができず筆跡確認に適さないのではないかとの
指摘があるほか、筆跡確認のための比較対照資料として、同様にデジタルタッチペ
ンによる筆跡を想定するとしても、現時点において社会に広く普及した入力方法と
はいい難いのではないかとの問題もあるものと考えられる。

(3) ウについて

パソコンのワープロソフト等による入力を許容する方式であり、現代における一
20 般的な文章作成の在り方に合致し、作成時の負担が軽減される。

この方式を採用した場合には、ア及びイとは異なり、遺言者本人が作成（入力）
する必要があることが直ちには方式に含まれなくなることから、遺言者自身による
作成（入力）を要するものとするか否かが、更に問題になると考えられる。

この点については、まず、遺言者本人が作成（入力）する必要があることを前提
25 として、遺言者本人が作成（入力）したことを担保する方式を併せて検討する考え
方があり得る。その場合の方式としては、デジタル技術の活用によってこれを担保
する方式、遺言者本人が作成（入力）している場面に証人が立ち会うものとする方
式等が考えられるものの、現時点では適切なデジタル技術は見当たらない状況であ
り、利用可能なデジタル技術に関する更なる検討を要する。この考え方によれば、
30 他人が関与することなく、遺言者本人が全文等の入力を要するという手間を要する
ことなどにより、真意性・真正性の担保等が図られるとも考えられる。

これに対し、遺言者本人が作成（入力）する必要はないものとした上で、下記本
文4(1)等において他の方式を併せることにより、全体として適切な真意性・真正性
の担保等を実現するとの考え方もあり得る。

35 なお、遺言者本人が作成（入力）する必要がないものとした上で、他の方式を併
せることにより適切な真意性・真正性の担保等を実現する場合の在り方については、

現行の秘密証書遺言の方式（筆者の氏名及び住所の申述及び公証人による封紙への記載）が一定の参考になり得るとも考えられる。

(4) エについて

5 音声を変換する在り方であり、例えば手に障害があるなど身体的な障害のため現行の自筆証書遺言の作成が困難な者等にとっては有用であるが、必ずしも遺言者本人が音声入力する必要がないという点で、上記ウと同様の問題があると考えられる（注）。

10 (注) デジタル技術について、これをバリアフリーの観点から、すなわち障害を有する者が遺言を行うために活用する在り方を検討すべきとの指摘がある。この点については、まずは基本となる新たな方式について検討を行うこととし、その上で、平成11年民法改正（第1の1(1)）等も参照しつつ、基本となる新たな方式では遺言をすることができない者が生じる場合の手当や、遺言をすることはできるものより円滑に行うための手当の要否を検討するのが相当と考えられる。

(5) オについて

15 遺言者がゼロから文章を入力して作成するのではなく、あらかじめ用意されたフォーマットに、相続人等及び相続財産のほか、相続分の指定等の法定遺言事項を入力することにより、遺言が出力される在り方であり、遺言をしたくても何をどのように書いたらよいのか分からないというような者にとっても作成しやすいものとなる。フォーマットを公的機関が提供し、出力された遺言をインターネットを通じて送信して当該公的機関が保管するような在り方も考えられる。

他方で、遺言者本人が作成（入力）する必要があることが直ちには方式に含まれなくなることは上記ウと同様であり、真意性・真正性の担保等のための方策を併せて検討する必要がある。

25 なお、ウからオまでの方式は、いずれも具体的な作成（入力）の在り方を例示したものであるところ、自筆を離れ、デジタル機器を用いて文章を作成（入力）することを許容するという点では共通である。そのため、法制化した場合の具体的な規律の在り方次第ではあるものの、例えば、新たな方式について「遺言に係る内容を（文字により）記録した電磁的記録」などと規定した場合には、ウからオまでは、民法が定める新たな遺言の方式としては同一のものに収斂することとなる。このよ
30 うな考え方による場合には、個別具体的な上記ウからオまでの作成（入力）の在り方は、民法上の遺言の方式とは別次元の問題と位置付けられるものと考えられる。

(6) (注) について

35 本文のアからオまでに掲げたものは、いずれも電磁的記録をもって原本とする考え方であるが、電磁的記録ではなく、ワープロソフトを用いて入力しプリントアウトした書面を原本とするものであっても、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方の一つとして位置付けるとの考え方もあり得るため、本文(1)の（注）に

はその点を記載している。

この点については、自筆証書遺言について、保管制度を利用した場合には全文を自書することを求めないといったように、自筆証書遺言における全文自書要件を一定の要件の下に緩和したものとして位置付ける考え方もある。しかし、この考え方によっても、保管制度を利用するか否かが任意である一般的な自筆証書遺言は存置されることを前提として、別の方式を創設するものにほかならないことを踏まえると、やはり、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方の一つとして位置付けるのが相当とも考えられる。

(7) 関連する問題について

遺言の作成に当たり、他の方式要件により真意性・真正性の担保等が適切に図られていれば、必ずしも本人が遺言本文を入力しなくともよいとの考え方を持った場合には、例えば、ワープロソフト等を利用して全文、日付及び氏名を入力して作成する方式等（上記ウからオまで）において、専門家等が作成した遺言本文を本人が承認すること、遺言の内容につき項目化・フォーマット化し、本人が最低限の事項のみの入力を行うことなどでも許容され得ることとなる。

このような考え方に対しては、本人以外の者が遺言本文を入力し、本人がその内容を確認するなどのみであれば、遺言の作成に当たっての真意性や熟慮性の確保という点において不十分となり得るほか、家族等による働きかけの心理的ハードルが下がり、家族等による介入につながりやすいとの指摘もある。

3 遺言の本文に相当する部分について、録音・録画した電磁的記録とする方式について（本文(2)）

本文(2)は、遺言者が口頭で遺言内容を発言する際の音声及び様子の録音・録画自体をもって遺言とするものである。遺言者が口頭で遺言内容を発言すること、その状況自体を記録化すること、その作成過程に他人が関与しないため遺言作成への他人の影響が及びにくいことにより、真意性・真正性の担保等が図られるとも考えられる。

他方、この考え方に対しては、録音・録画であってもディープフェイク技術（注）等による偽造・変造のリスクがあるとの指摘、録音・録画に用いる機器の性能や録音・録画の条件等によっては、本人であるか否かを判別できる程度の精度を確保することができないリスクがあるとの指摘、本人が遺言をする意思で述べたものではない録音・録画が他人によって本人の遺言として作出されるリスクがあるとの指摘、一覧性及び可読性がないため、そのままでは当該遺言に基づく執行手続（不動産登記、金融機関における預貯金の解約等）を円滑に行うことが困難になるとの指摘、仮に遺言作成に複数の機会を要した場合、複数の動画データが存在することとなるため、データ量が膨大となる可能性がある上、遺言作成の開始から終了までの一部始終が録音・録画されているかについて事後的に検証することが困難となる可能性も否定できない

との指摘がある。

なお、中国では、録音・録画の方式による遺言が設けられているが、2名以上の証人の立会いを要し、言い間違いや機械のトラブルの際には当初から録音等の撮り直しをする必要があること、保管には毀損や紛失等のリスクがあることなどを理由として、あまり利用されていないとみられるとの情報がある。また、韓国では、録音（録画を伴うものを含む。）の方式による遺言が設けられているところ、手続上の要件が厳格なため従来はあまり利用されていなかったものの、近年はスマートフォン等を利用した録音による遺言について、その効力が争われる事案が増えているとの情報がある。（参考資料2・125、128、147、148頁参照）

（注）ディープフェイク技術とは、本来、機械学習アルゴリズムの一つである深層学習（ディープラーニング）を使用して、2つ以上の画像や動画の一部を結合させ元とは異なる動画を作成する技術である。「ディープフェイク」とは、一般的には、フェイク動画、偽動画を指すことが多く、現実の映像や音声、画像の一部を加工して偽の情報を組み込み、あたかも本物のようにみせかけて相手をだます方法として認識されつつある。（参考資料2・265頁参照）

4 真正性を担保するための方式の在り方

(1) 本人の意思に基づいて作成されたことの担保（偽造の防止）

本人の意思に基づいて遺言が作成されたことを担保するための方式として、例えば以下のような在り方が考えられるところ、どのように考えるか。また、他に考えられる方式はあるか。

ア デジタル技術のみを用いる方式

（注）電子証明書の有効期間が原則として5年とされている点については、併せて保管制度を利用するものとすることや、長期署名という技術等を用いるものとするなどが考えられる。

(7) 電子署名を講ずる方式

(4) 電子署名と併せて、他の手段を用いる方式

a 録音・録画を遺言に係る電磁的記録に添付する方式（ただし、本文3（遺言の本文に相当する部分の在り方）において(2)（録音・録画）をとる場合を除く。）

b 生体認証技術を利用する方式

イ 証人等の関与を必要とする方式

(7) 証人の立会いを必要とする方式（注）

(4) 公設のカメラ付き専用ブースでの作成を必要とする方式

(ウ) 保管制度を設け、保管の申請時に本人確認をする方式（注）

（注）手続的負担を軽減する観点からは、証人の立会い又は保管申請の手続を

ウェブ会議の方法で行うことを許容することが考えられる。

(補足説明)

1 概要

5 本文(1)は、デジタル技術のみを活用した方式として、まずは電子署名を講ずる方式を検討した上、電子署名を講ずるのみでは不十分と考えられる場合には、電子署名と併せて録音・録画を遺言に係る電磁的記録に添付する方式、又は生体認証技術を利用する方式を例示し(同ア)、証人等の関与を必要とする方式としては、証人の立会いを必要とする方式、公設のカメラ付き専用ブースでの作成を必要とする方式、又は、保管制度
10 を設け、保管の申請時に本人確認をする方式を例示している(同イ)。

このような例示の在り方は、現行の自筆証書遺言は本人のみで手軽に作成できることを踏まえ、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式については、まずはデジタル技術の活用のみによって本人の意思に基づいて作成されたことの担保が可能か否かを検討し、デジタル技術の活用のみではその担保が困難な場合には、デジタル技術と併せて、証人等の関与を必要とする方式を検討するべきとの考え方に基づくものである。
15

なお、海外における遺言制度についてみると、イギリス、フランス及びドイツでは、需要が少ないこと、偽造・変造のおそれがあることなどを理由として、電磁的記録を原本とする遺言の方式は設けられていないようである(ただし、フランスでは、公正証書遺言について、法制上は電磁的記録を原本とする遺言が可能である)。これに対し、アメリカ、カナダ、韓国及び中国では、一定の場合に電磁的記録を原本とする遺言の方式が設けられているが、アメリカのネバダ州において生体認証による方式が認められる場合を除き、いずれも証人の立会い等を必要としている。(参考資料2参照)
20

2 デジタル技術のみを用いる方式(本文(1)ア)

25 (1) 電子署名を講ずる方式(本文(1)ア(ア))

本文(1)ア(ア)は、本人の意思に基づいて作成されたことなどを担保する手段として、電子署名を講ずるものとする方式を記載している。

電子署名とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すための
30 ものであり、かつ、当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものをいう(電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項)。電子署名は、その機能に着眼した技術中立的なものとなっているが、現在の実務においては、公開鍵暗号方式と呼ばれる技術方式が用いられている。そのため、デジタルタッチペンによる署名は、電子署名には該当しない。(参考資料2・272頁参照)

35 電子署名には、民間事業者が提供するものも含め様々なものがあるところ、例えば、マイナンバーカードに格納された署名用電子証明書による電子署名は、公的機

関が本人確認を行った上で発行されていることから、実印による押印に相当するものとも考えられ、本人が作成したことを担保する程度は一般的には高いと考えられる（注1）。そして、電子署名を講ずることにより、当該電磁的記録を作成した者が誰かが示されるとともに、電子署名後の改変の有無を明らかにすることができること
5 ことから、他人による変造を防止することができる。また、電子署名は、文書の作成を完結させ、下書きと完成品とを区別するという自筆証書遺言における押印の役割に相当する役割を果たし、遺言ではないものとの区別も可能であると考えられる。

マイナンバーカードの普及状況や行政手続での利用状況に加え、令和5年の公証人法の改正によって公正証書の作成手続において本人確認の手続として用いられることなども考慮すると、電磁的記録に記録された情報について電子署名が行われて
10 いることをもって、当該電子署名を本人の意思に基づいて作成されたことを担保する手段として活用することが考えられる。

他方で、例えば遺言者が高齢者である場合には、マイナンバーカードや、署名用電子証明書のパスワード等を同居する家族等が管理している場合も想定され得るところであり、家族等が遺言を偽造するリスクを十分には回避できないとも考えられることなどから、電子署名のみでは、本人の意思に基づいて作成されたことの担保として必ずしも十分でないとの指摘がある。また、遺言は本人の死亡後に効力が生じるところ、電子証明書の有効期間は通常5年を超えない範囲で設定されていること
15 ことや、本人の死亡により失効するものとされていることから、遺言の効力が生じた際に電子証明書の有効性検証をすることができないとの指摘もある（注2）。

(2) 他の手段を併用する方式（本文(1)ア(i)）

本文(1)ア(i)は、電子署名と併せて、録音・録画を遺言に係る電磁的記録に添付する方式（同a）又は生体認証技術を利用する方式（同b）である。

上記(1)を踏まえると、電子署名のみでは、本人の意思に基づいて作成されたことを担保する手段として必ずしも十分でないと考えられる場合、併せて、録音・録画を遺言に係る電磁的記録に添付する方式を用いることが考えられる。もっとも、当該方式については、録音・録画であっても偽造・変造のリスクや精度の問題があるほか、故人を直接知らない裁判官等が、作成者が本人（遺言者）であるか否かを判断するのは困難であるとの指摘もある。ただし、この点については、現行の自筆証書遺言における自書要件等による真正性担保にも一定の限界があるところであり、
25 例えば、遺言者の容貌が十分に判別できるよう正面から近接して録音・録画を行うなど条件を付することとし、これを遺言者本人の別の動画や写真等と比較対照することとすれば、真正性担保の程度としては十分であるとの考え方もあり得る。

また、電子署名と併せて、生体認証技術を利用する方式（注3）（注4）により、
35 遺言が本人の意思に基づいて作成されたことを担保することも考えられる。生体認証技術とは、個人によって異なる生体的（身体的）特徴を用いて本人確認を行う技

術であり、指紋、静脈等による生体認証技術は本人を特定する精度が高いといわれている。パスワードやICカード等と異なり、忘却や紛失等のリスクがなく、また他人による成りすましが困難であるというメリットがある。もっとも、生体認証技術は、原則として、事前に個人の生体的特徴が登録されていることを前提として、
5 当該登録された情報と遺言作成時に遺言に添付された情報との同一性を判断するものであるから、遺言者の生体的特徴が事前に登録・保管されている必要があると考えられる（注5）。この点を踏まえると、顔貌を用いた認証については、マイナンバーカードの顔写真若しくはそのデータ、自動車運転免許証の顔写真又はパスポートの顔写真など、公的機関による厳格な本人確認を経た登録情報が存在することから、
10 これを利用する制度を構築することが考えられる。他方で、他の生体的特徴については、一般的な事前登録はされていないことから、これを用いた制度を実現するのは困難とも考えられる。

なお、デジタル技術を併用するこれらの方式については、利用者にとって実際に
15 利用しやすいものとなるか、過大なコストを生じさせないかなどの観点から、更に検討を深める必要があると考えられる。

(注1) 厳格な本人確認がされているものとして、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく認定認証事業者である民間事業者が発行する電子証明書を使用することも考えられる。

(注2) 電子証明書の有効期間はおおむね5年を超えない範囲で設定されている（電子署名及び認
20 証業務に関する法律施行規則第6条第4号、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条第1号参照）。

なお、電子署名の付与直後にタイムスタンプ（時刻認証局が発行する時刻証明情報であつて、電磁的記録がある日時に存在していたこと及びその日時以降に当該電磁的記録が改変されていないことを証明することができる機能を有するもの）を付与するとともに、検証に必要な情報を署名データ内に格納し、それら全体に対してタイムスタンプ（アーカイブタイム
25 スタンプ）を付与し、それ以降、タイムスタンプの有効期限内に新たにタイムスタンプを付与することにより、長期にわたって有効性検証を可能とする長期署名の仕組みはあるものの、長期署名の利用が一般化していない現時点において長期署名方式への対応を求めることは、遺言の作成に当たっての過大な制約となることから、現実的な選択肢ではないとも考えられる。
30 （参考資料2・273頁参照）

(注3) 生体認証技術の具体例としては、顔貌認証、指紋認証、音声認証、虹彩認証及び静脈認証
等が考えられる。具体的な活用例としては、遺言に係る電磁的記録に、これらの生体認証の
対象となる遺言者の特徴に係るデータを添付することが考えられる。（参考資料2・265
35 頁以下参照）

(注4) アメリカのネバダ州では、指紋、網膜等の生体情報を用いた遺言の方式が認められている。
（参考資料2・19頁参照）

(注5) 顔貌を用いた認証については、遺言者の生前の写真や動画が存在することが多いと考えられることから、これを比較対照のための資料として、遺言作成時に添付された顔貌との同一性を生体認証技術によって判断することも考えられるものの、比較対照のための資料となる写真や動画の鮮明度等によって精度が左右されるとも考えられる。

5

3 デジタル技術と併せて、証人等の関与を必要とする方式 (本文(1)イ)

デジタル技術のみでは、本人の意思に基づいて作成されたことを適切な程度に担保することが困難と考えられる場合には、証人等の関与をもって真正性を担保することが考えられ(注1)、具体的には、例えば(ア)証人の立会いを必要とする方式、(イ)公設
10 のカメラ付き専用ブースでの作成を必要とする方式(注2)、又は、(ウ)保管制度を設け、保管の申請時に本人確認をする方式が考えられる。

このうち、(ア)は、遺言者による遺言の作成に証人が立ち会うことにより、遺言者が遺言を作成したことを証明する方式であって、証人が遺言に係る電磁的記録に電子署名等を行うことが考えられ、現行の遺言の方式における真意性・真正性担保等の在り
15 方を踏襲した考え方といい得るものである。なお、証人を関与させるものとする場合であっても、遺言作成の開始から終了まで立会いを必要とするのか、遺言完成時(署名時等)に立ち会うことで足りるとするのかなど、証人の具体的な関与の在り方については、更に様々なものが考えられる。

(イ)は、公的施設において、遺言者がパソコン等を用いて遺言を作成(入力)するとともに、その様子を録音・録画することにより、遺言者本人が作成したことを担保する方式であり、証人に代わってデジタル技術としての録音・録画を活用する考え方
20 といえる。更に、公的機関の職員による遺言作成前の本人確認や、作成された遺言の公的機関による保管なども組み合わせ得る考え方といえる。

また(ウ)は、保管制度について、紛失や改変等の防止の目的とは別に、保管のための
25 一定の手續に真意性・真正性を担保する意義・機能等も見出し、方式要件と位置付ける考え方である。この考え方を採用する場合には、遺言が有効に成立するために保管の手續が求められることになると考えられる。

もっとも、証人の関与や、一定の場所での作成等を要するとの点については、自筆証書遺言が本人のみで、いつでも、どこでも、手軽に作成できることと比較して、簡
30 便な作成という特性が損なわれるとも考えられる。また、保管の申請時に遺言者の本人確認をする方式については、確認の主体をどのように考えるかとも関連するが、遺言作成時の状況そのものを確認できず、真意性等との関係で問題があるとの指摘もある。

また、自筆証書遺言よりも厳格な方式要件を定める公正証書遺言の作成手續において
35 ても、遺言者が公証役場に出向くのが難しいケース等でウェブ会議の方法の活用が想定されていることから、これらとのバランスや公正証書遺言との棲み分けを考慮する

必要があるとの指摘がある。そのため、仮に、(ア)又は(ウ)の方式を用いるとしても、利便性・簡便性の観点から、本文の(注)で記載したとおり、特定の場所に出向く必要がないようにウェブ会議の方法を用いて行うことを検討する必要があると考えられる。

5

(注1) 例えば、ワープロソフト等を利用して全文及び日付を入力して電磁的記録を作成し、これをプリントアウトした書面に氏名を自書する場合、秘密証書遺言の作成方法と類似しているといえるところ、秘密証書遺言においては、真意性・真正性等の確保の観点から、公証人、証人及び筆者の関与を必要としていることに鑑みると、上記の場合にも証人等の関与を必要とすることが整合的であるとも考えられる。

10

(注2) 公的機関の職員が本人確認をすることを想定しており、保管制度を設ける考え方と親和的であるが、カメラ付き専用ブースを設置する費用面や、撮影されたデータを誰がどのように取り扱うのか等の課題がある。

15

(2) 他人による改変の防止

本人が遺言を作成した後、他人による改変を防止する手段として、以下のような方法について、どのように考えるか。

ア 電子署名を講ずる方法

イ 保管制度を用いる方法

20

ウ ブロックチェーン技術を用いる方法

(補足説明)

1 概要

25

本文(2)は、電磁的記録をもって原本とする方式等について、原本作成後の他人による改変を防止する手段を検討するものである。本文に記載した以外のデジタル技術等を活用することも考えられるが、デジタル技術の活用可否については、その利便性、コスト等を検討する必要があると考えられる。

2 電子署名を講ずる方法(本文(2)ア)

30

前記のとおり、電子署名では、電磁的記録に記録された情報について改変されていないことの確認ができるため、家族等による改変の防止にとって有用な方式となると考えられる。また、前記のとおり、社会における普及状況や利用状況からすると、その利便性やコストに特段の支障はないとも考えられる。

35

他方で、電子署名には電子証明書の有効期間の問題があることは、前記のとおりである。

3 保管制度を用いる方法（本文(2)イ）

保管制度を設け、保管の申請がされる際に遺言原本が改変されていないことを遺言者本人に確認するなどした上で保管することにより、他人による改変を防止することが考えられる。

5 また、本文ア（電子署名）及びウを併用し、保管者が、保管の申請を受けるに当たり、遺言者から、電子署名を講じた電磁的記録を原本とする遺言の送信等を受ける場合には、その際に電子証明書の有効性の検証を行い、電磁的記録に記録された情報が改変されていないことを記録することができるため、電子証明書の有効期間の問題は回避されると考えられる。

10

4 ブロックチェーン技術を用いる方法（本文(2)ウ）

ブロックチェーンとは、特定のデータを「ブロック」と呼ばれる形式にまとめ、それを時系列に沿って保存する技術をいう。現在の技術水準では、データの改変がほぼ不可能といわれていることから、遺言完成後の遺言の改変の防止に有用な技術であるといえる（注）。ブロックチェーンを活用する具体例としては、公的機関又は民間事業者において遺言に係る電磁的記録を管理するネットワークを構築し、同ネットワーク上にアップロードされた遺言に係る電磁的記録につきブロックチェーンを用いて保存することなどが考えられる（参考資料2・274頁参照）。

もともと、複数のノード（パソコン等）で管理するため、保存データの容量が膨大である場合（長時間の動画や大容量の画像ファイル等）、ノードの数だけデータを複製する必要があるため、管理コストが高くなる可能性がある。その対策としては、ブロックチェーンを利用しつつデータのハッシュ値のみを保存することも考え得るが、その場合には、保存すべきデータの原本は、ブロックチェーンとは別に保存されることが必要となる。なお、複数のノードを利用せず、単一のノードのみでブロックチェーンを利用することも可能ではあるが、その場合には、ノードの多数決によってデータの信頼性を担保する機能は意味を有しない。

以上を踏まえると、遺言に係る電磁的記録を管理する主体を公的機関と考える場合には、ブロックチェーン技術を活用するメリットは必ずしも多くはないとも考えられる。

30

（注）「ブロック」には、直前のブロックのハッシュ値が書き込まれており、仮に特定のブロックに保存されたデータが改変された場合には、後のブロックに保存されたハッシュ値と整合しないこととなることなどから、容易に改変の事実が発見可能となる。（参考資料2・274頁参照）

35 5 組合せ

真意性・真正性の担保等を図る方法については、本文3並びに本文4(1)及び(2)のような方式や、更に考えられるその他の方式を組み合わせることによって新たな遺言の方式を検討することが考えられるところ、どのような方式が相当と考えるか。

5 (補足説明)

デジタル技術を活用した新たな遺言の方式については、本文3並びに本文4(1)及び(2)の個別の検討項目を全体的に連動したものとし、更に考えられるその他の方式も含めて、それらの組み合わせにより新たな遺言の方式を検討する必要があると考えられる。相当と考えられる具体的な組合せの内容や、組合せを検討するに当たって必要な視点等

10 について、どのように考えるか。

以上